○厚生労働省告示第二百二十六号

障 害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第九十四号)

の施行に伴い、 及び障害者の 雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和五十一年労働省令第三十八号) の規

定に基づき、 障害者の雇用 の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関

係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和五年七月七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示

の整備に関する告示

(障害者 の雇用 の促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

特例給付金の額等を定める件の廃止)

第一 条 障害者の 雇 用 \mathcal{O} 促進等に関する法律施行規則第十六条の二第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定

 \Diamond る特例給付金の額等を定める件 (令和二年厚生労働省告示第二号)は、 廃止する。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害

者作業施設設置等助成金の額等を定める件の一部改正)

第二条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

障害者作業施設設置等助 成金の額等を定める件 (平成十五年厚生労働省告示第三百三十八号) の一部を次

のように改正する。

置等助成金の額等	二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十七条の二第

改

正

後

当たい以下多額のこ う。 下こ 業 下 働 可雇が用 又 0 施 の設置 助 は 設 七 別に援 等 同 成条 (17) 3頁を超えるときは、それぞれ当該各号に定める傾が次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ以置又は整備に要する費用の額に三分の二を乗じて得て次条において「中高年齢等限等する。 項 金 0 (以下この条及びかに定める基準に従っ援機構(以下この条援機構)のでいる。)の類 第 用 一号に 一項に規定の促進等 規 等に関 定 定 す 促って算定した同原の条及び第三条にいの額は、独立行政法の額は、独立行政法 する障が 次条に る する 中 高 年 お定 お法 V い律 齢 て 等 て 障 作項 お法施 害 施規 人高齢 第い 者 業 設行則 て 設規置則紹 施設等」 号に機構」と規定する。 施設 五 とい 等 者雇 労 が 助 第 働 用

う。

とする。

各号に

定額が

るい求

職

作業施 る 成 いう。)第二条等に関する法律(収 等 金 置 者 \mathcal{O} うち 四 百 除 0 れ 設 (雇 たもの 7 等 用設 いる労働 五. 又 用されている労働考設備の設置又は整備五十万円(作業施設 (昭 は の労働者である 衆第二号に規定 以中 下この一高年齢 和三十五 う。 号等に障 以 って同り 年 下 定 -法律第一法律第一 設等 お害い者 する身体 同 ľ 日条第六号に出る身体障害者に めつてでなって 上第百二 て 作 同 に じ。 施 係 十障三害 は、 害者となったも 高 設 る 年 等 一 号者百齢 の五等 職 規 又 \mathcal{O} 流定する! 設置 場 は 復 整 賃 (労働 障及 に 係借 る

> 助の障 成 規害 定者 金 に 0 額 基雇 づ用 き \mathcal{O} 定 厚促 め 生 進 一労働 等に る 大臣 . 関 する法律 が 定 律 8 施 る 障 行 害 規 者 則 作 第 + 業 施 八 設 条 第一 設 置 築

改

正

前

じて得た額(その額が次の各号に掲げる助成等」という。)の設置又は整備に要する費用に規定する作業施設等(以下この条及び次条) 定める額)とする。れぞれ当該各号に が別に定める基準円支援機構(以下別に定める基準円支援機構(以下の成金」という。) とする。 令 \mathcal{O} 博(以下この条及でという。)の額は、 第一項に規定する際 定める額を超えるときは 八用 準に 号の保 促 ○額を超えるときは、それぞれ当該各号に (以下この条及び第三条において「機構」という に従って算定した施行規則第十八条第一項 に従って算定した施行規則第十八条第一項 (以下この条及び次条において「機構」という の名号に掲げる助成金の区分に応じ、そ (以下この条及び次条において「機構」という 以下この条及が次条において「機構」という は整備に要する費用の額に三分の二を乗 のの各号に掲げる助成金の区分に応じ、そ の名号に掲げる助成金の区分に応じ、そ 従って算 以 進

害者 関する法 いて 等 て同じ。 精 作 業施 (雇 神 れ じ。)又は発施設等の設置 障 T 律(昭和) 害者 設 九 11 る 備 とな 労 第二号に 昭和三十五年法律第百二十三号。以れている労働者であって障害者の雇の設置又は整備については、百五十又は整備に係る助成金 四百五十万の設置(賃借による設置を除く。以 \mathcal{O} 0) 働 障 害 者 た後当該 者 で 規 あ 職 規定する身体障害者となった五年法律第百二十三号。以下労働者であって障害者の雇用は整備については、百五十万に係る助成金 四百五十万円債借による設置を除く。以下 業 0 セ 7 2.労働 同 条第 タ 者 六号に が に 精 お ける 神 障 規 害 職 定 者 場 す た下用の لح る 万円 復 下 な 円 帰 精 の及びに法」と 促(作の進中業号 0 神 労 た 害びと等途施に 時 働

得項雇 年三月三十一日までをい 施 た 第 百 入 が 設等 又 大 フロ 7、れ又は いっては 額 又 身 (その) は 体 精 障 千五 規 継 円 一日までをいう。)において四の額が一事業所につき一会計年規定する障害者をいう。以下同継続雇用に係る障害者(施行規・協行規・を超えない範囲で機構が定め 中 労することを 神 害 その 障 百 害者とな 又 設 は 設置又は 精 神 0 11 障 う。) た 整 害 備 時 者 に に لح 要する額にこのための設備 な 雇 用 0 l た める 四年同規の て 後 四千五百万円を超える年度(四月一日から翌同じ。)の数を乗じて規則第十七条の二第一 設 11 当 置 額 る 相当する額 一又は) に当 0 事労 設置又 業働主者 整 備 二族作 とし は 事身 整 業 体 る 業 7 備 所障

作業施 齢置 三万円を超 る 設 五 等置 万 障 に 万 障 係 足えない 範囲で機構が定める 額 額に相当する額として十のための設備の賃借による設置については(作業施設等又は中高年業施設等の賃借による設

兀

万

円

る 7 」と、「百 者 0 重 は 「十三万 で 二万 同 あ 知 四 規 る特 項 定 的 十三条第三項に規定する短時 第一号中等 す 障 円」とあ Ŧī. Ź 五. 害者又は精神障害 重 千 円 万円」とあるのは 度 7円」とあるのは「七十五万円」と、同項第二-「四百五十万円」とあるのは「二百二十五万間労働者に係る前項各号の規定の適用につい及身体障害者、重度知的障害者若しくは精神障 るの は 六 者 9である者を除く3短時間労働者 万 Ŧī. 千 円 く。)又は法第七(重度身体障害者 Ŧī. 万 円同 とあ

2

施 た 日 作 |害者 等 \mathcal{O} 業 又 施 属 前 条第一 ĺ 0 す 設 中高 んる月 等又 ため ĺ 年 は 項 \mathcal{O} 齢 第二 使 꽢 中 等 月 高 用 一号の 障害者作 L カコ 年 してい - 齡等 5 起 助 る期 障 算 成 業施 害者 L 金 間 て三 0 とす 設等 作 支 年 業 給 · を 当 る \mathcal{O} 施 0 期 設 対 間等象 該 該助成金の支給に怒間のうち、当該作業等の賃借が開始されませる期間は、3 係業れ 当

ことする

十八条第 じて得た気 その設 ら翌年三月三十一日までをいじて得た額(その額が一事業 又を超 えるときは、 整備 えない範 を \Diamond L 受け 置 係 0 7 一項に係る 又る職 法 項に規 る て 第 る雇 囲 整 場 1 事 で機 る者 備 復 条第七 定 入 帰 主 額が一事業所につき一人にする障害者をいう。以人れ又は継続雇用に係る機構が定める額)) に以 \mathcal{O} に 0 (する額に相当する額としための設備の設置又は整 号に 限 事 でをいう。)において四千一事業所につき一会計年度る障害者をいう。以下同じ又は継続雇用に係る障害者が定める額))に当該作業 る。 業 · 規 所 定 に となったも する お V 職 て 業リ 就 労 \mathcal{O} す 一同じ。)の 作業 を るこ ピ 一度(四 1者(施, いう。 て備四に IJ 施 لح テ 設] 百 あ を の行 等 月 Ŧī. 0 万 下 \exists う 同 超か乗第置円

万 万 円 円 作 業 施 設 置にあ 円を超えな あっては、その設置に悪(中途障害者に係る職場(作業施設等のうち設備 設 1 等の賃借による設、四千五百万円) は、その設置に要する額に相当障害者に係る職場復帰のための施設等のうち設備の賃借による等の賃借による設置に係る助成 範囲 で 機 構 が 定める 額)) 額に相当する のための設 借による設 保る助成金 る 備置 のに一 額 きし 借 いに で十三万につき十三万

とす 八万五千円」と、 のは「七十五万円」とあるのは 「七十五万円」とあるのは 「七十五万円」とあるのは <u>ا</u> کر 円は規知規 円」と、同項第二規定の適用につい知的障害者又は特別にする対象障害 「五万」と、 五万円」とあるのこ、同項第二号中 とあるのは 万い精害円で神者 は、同日 で - 「十三! は あ る i で あ 時 項 万 第 万 百 万五千円」とあっている る 間 十号者 労

て三年の期間の :害者 0) ために 日のうち、中の賃借が 使 用 L が 当 て 開 該始さりの助 V) 該作業施設等を当な好された日の属するの助成金の支給の対 る期 間 とす る対 該 助 月 象 のと 成 캪 金 な 当月から \mathcal{O} 支給に 起は 係 る

- 5 -			

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件の一部改正)

第三条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定

める障害者福祉施設設置等助成金の額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百三十九号)の一部

を次の表のように改正する。

_
傍
絲
剖
分
H
改
IE
剖
分

の対施るうと対方で規	ある事業主が現に雇用している障害者であるのうち、機構が別に定める基準に従って算定対して支給する助成金(福祉施設の設置又は対して支給する助成金)福祉施設の設置又は
とする。 日までをいう。以下同じ。)において二千二百五十万円を	袘亍見則第十八条の二第一頁第二号⊂を当する事業主の団同じ。)において二千二百五十万円を限度とする。
所につき一会計年度(四月一日から翌万円に支給対象障害者の数を乗じて得	計年度(四月一日から翌年三月三十一日ま象障害者の数を乗じて得た額)。ただし、
対象障害者」という。)の数を乗じて得た額を超えるとき	。)の数を乗じて得た額を超えるときは、二百二十五万円
円に当該福祉施設の設置又は整備に係る障害者(以下「る費用の額に三分の一を乗じて得た額(その額が二百二	整備に係る障害者(以下「支給対象障害者」とて得た額(その額が二百二十五万円に当該福祉
。)である労働者の福祉の増進に係る施設の設置又は整備・データー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー・デー	福祉の増進に係る施設の設置又は整備に要する費用の額に
(施行規則第十八条第一項に規定する障害者をハう。以下)が別に定める基準に従って算定した現に雇用している障	一号に規定する障害者をハう。以下司じ。)である労動した現に雇用している障害者(施行規則第十七条の二第
人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」とい	援機構(以下「機構」という。)が別に定める基準に従
を除く。以下同じ。)又は整備に要する費用のうち、独	に要する費用のうち、独立行政法人高齢・障害・求職者雇
る施設(以下「福祉施設」という。)の設置(賃借による)の設置(賃借による設置を除く。以下同じ。)又は
支給する助成金 施行規則第十八条の三第一項第一号に規	支給する助成金 同号に規定する施設(以下「福祉施設」
施行規則第十八条の三第一項第一号に該当する事業主に対	施行規則第十八条の二第一項第一号に該当する事業主に
る助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とす	る助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする
置等助成金(以下「助成金」という。)の額は、次の各号に	置等助成金(以下「助成金」という。)の額は、次の各号に
いう。)第十八条の三第一項に規定する障害者福	いう。)第十八条の二第一項に規定する障害者福祉
条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施	条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(以下「施行
	; , ,
める件 生労働大臣が定める障害者福祉施設	労働大臣が定める障害者福祉施設
者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の	者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条の
改正前	改 正 後
(停殺音分に改司音分)	

第

2 五る者 者 る 障 き 害 一 万 前 短 で あ時害 重 る間者会かて得係 る者労の計数ででは る者労の計数である。 各号知 の的 を 働雇年を 対規障害 除者のに 定の 害者又は (重 は、 の促進等に関して得た額) 適 一度 度身体障害者、重空進等に関する法律等いて二千二百五十万円を額)。ただし、超えるときは、二百 又は同法の関する 用 百 精 に 一十二万 0 神 い障て害 第 は、こ 五. 者 七 千円」と で + 度 四 平 第 四 条に あ れらのおった。 す の規定中「二百二十足短時間労働者に係定する重度身体障害に条第三項に規定する乗りを関する。 と団円対額に

害を乗増

じ進

額施

(その) 設

二備

用

給の

五.

円 る

百 万 す

体に象に

一団体に で支給対象な で三分の一

つ障数を

領を超えるときは(その額が二百元)

者 乗

乗 た

Ü

Ļ

得 た る

額

適害る 国者又は精力 を乗じて個 を乗じて個 を乗じて個 木じて得って進に係っ に又象 十二万 つは障 る い精害 万ては障者 雇年を得 たる 用度乗じて た額施 主 あるにお 害 設が (設 が そ の 現 おお得 を超 円」とする。 者 れらのる短時間に の設に **運等に関する法律第いて二千二百五十万** 付た額)。ただし、 超えるとき 額が二百 雇 の規定中のお者を除る者を除る。 又 用 l している障害者である労働者の中「二百二十五万円」とあるの中「二百二十五万円に支給対象障害・る法律第四十三条第三項に規っる法律第四十三条第三項に規っる法律第四十三条第三項に規っる法律第四十三条第三項に規っる法律第四十三条第三項に規っる法律第四十三条第三項に規令。)に係る前項各号の規定である労働者の中「二百二十五万円」とあるの中「二百二十五万円」とあるの中、「二百二十五万円」とあるの中、「二百二十五万円」とあるの中、「二百二十五万円」とあるのは、 の定的定 に象の一祉 はの障す つ障数をの

2

-8-

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

障害者介助等助成金の額等を定める件の一部改正)

第四条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定

める障害者介助等助成金の額等を定める件 (平成十五年厚生労働省告示第三百四十号) *Ø*) 部を次の 表の

ように改正する。

_
傍
絼
剖
分
13
改
I
剖
分

月未満の期間を生じたときは、当該期 の の の の る額 の で に り る額 の で に り の る額 の の の の の の の の の の の の の の の の の	る数を超える事業主をいう。以下同じ。) (施行規則第十九条得た額(ただし、同号イ又は口の措置に係る障害者一人につきて、一人に力に規定する措置に要する費用の額に四分の三を乗じて、一人につに規定する措置に要する費用の額に四分の三を乗じて、一人につきでででででででででででででででででででででででででででででででででででで
に規定する職場適応措置行規則第二十条の二第一十二箇月までの支給に限以下同じ。)にあっては以下同じ。)にあっては	成金 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(行規則第十九条の二第一項第一号の二に規定する措置にまでの支給に限る。)
第 業 「 号	一頁第二号子のこ見保険法施行規則(昭という。)一人につという。)一人につ相別でする障が、
める領とする。 、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定。)のうち同項第一号に該当する事業主に支給する助成金の額は二第一項に規定する障害者介助等助成金(以下「助成金」という。)第二十条の年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。)第二十条の第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一	に当該各号に定める領とする。 の当該各号に定める領とする。)のうち同項第一号及び第一号の二に該当する事業主に支給する。)のうち同項第一号及び第一号の二に該当する事業主に支給す二第一項に規定する障害者介助等助成金(以下「助成金」という。)第十九条の年労働省令第三十八号。以下「施行規則」という。)第十九条の第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一
金の額等を定める件 一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成 「項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介別等助成 「」 前 」 前	金の額等 一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成 一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十九条の二第
=	=

は、 一第 年 ・額三十万円)を限度とする。 項 第 号の二ロ に該当する事 業 主 に 限 る。 あ て

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。る事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げる助成金の区二条(助成金のうち施行規則第十九条の二第一項第二号に該当す

が別に定める基準に従って算定した介助者の配置又は委嘱に要を担当する者(以下「介助者」という。)に係る助成金 機構 する費用の額 担当する者(以下「介助者」という。)に係る助成金 機構施行規則第十九条の二第一項第二号イに規定する介助の業務 分に応じ、 それぞれ それぞれに定める額を超えるときは、当該額)に四分の三を乗じて得た額(その額が次に掲げる

イ 円 介助 者 0 配 置に係る助成 金 介助者一人につき月 額 十 五 万

円 (ただし、 者の 委嘱に係る助成 年に き百五 金 +万円 介 助 を限度とする。 者 0 委嘱一 回につき 万

口

削 る

> 主規 要し (中小企業事業主にあっては、 た費用が十万円 以 上二十 万 六万円 円 未 満 0 事 業

小 の期間に する研修に 企業事業主にあっては、 おいて施行規則第二十条の二 要し た費用が二十 十二万円 万円以 第 0 事 業主 項第 九万円 号口

分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。る事業主に支給する助成金の額は、次の各号に掲げ二条。助成金のうち施行規則第二十条の二第一項第 2る助成金の1名二号に該当っ 区す

ときは、それぞれに定める額)その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超えるの配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(を担当する者 という。)が別に定める基準に従って算定した第一号介助者独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構担当する者(以下「第一号介助者」という。)に係る助成金施行規則第二十条の二第一項第二号イに規定する介助の業務

イ き月額十五万円第一号介助者の配置に係る助成・ 金 第一 号介助 者 一人に つ

口 第二十条の二第 につき一万円(ただし、一年につ第一号介助者の委嘱に係る助成金 項第二号イに規定する労働者が つき二十四 第一 号介助 万円 同号イに規則 者の 同 委 業務 嘱

る場合にあ 定する機構の定める企画 (第三号ロにおい っては て単に 百 五. 十万円) 立案、 事務的業務」 を限度とする。 会計 管理等の V . う。 事 務的 従事

す

が次に掲げる区分に応じ 又は委嘱に要する費用の を担当する者 それぞれに定 ,は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額機構が別に定める基準に従って算定した第二号介助者の配置担当する者 (以下「第二号介助者」という。) に係る助成金 施行規則第二十条の る額) 一第 それぞれに定める額を超えるときは 項第二号ロに規定する介助の業務

二号介助

者の

配

置

13

係る助

成

金

第

一号介助

者

じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定め通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗) に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した手話 る額を超えるときは、 約 施行 筆記等を担当する者 規則第十九 条の二 当該額 一第 -(以下 項 第二号口 「手話通訳担当者等」という。第二号ロに規定する手話通訳、

口 人につき月額十五万円 手話通訳担当者等の配置に係る助 手話通訳担当者等の委嘱に係る助 成金 成 金 手 手話通訳担当者等 話通訳担当者等

を限度とする。

の委嘱一回につき一万円

(ただし

年につき百五十万

の二を乗じて得た額 又は手話通訳担当者等の 施行 係 る助成 規則第十九条の二第一 金 機構が別に定める基準に従って算定した介助者 (その額が次に掲げ 配置又は委嘱に 項第二号ハ る区 要する費用 15 規定する継続の措置 分に応じ 0 額に三分 それぞ

イ 介助者の配置に係る助成金 介助者 れに定める額を超えるときは、当該額) 円 介助者 人につき月 額十三万

口 手話通 助 者 訳担当者等の配置に係る助成 \mathcal{O} 委 「嘱に 年に 係る助成 つき百三十五万円を限 金 介助 者 金 \mathcal{O} 委 度とする。 嘱 手 話通訳担当者等 口 につ き九 千

1 第二号介助者の示き月額十五万円 回につき一万円 (ただし 委嘱に係る助成金 年につき百五十万円を限度とす 第二号介助 者の 委嘱

に係る助成金一施行規則第二 ぞれに定める額) 掲げる区分に応じ 嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額(その額が次に 介助者の配置若しくは委嘱又は第二号介助者の配置若しくは委 る。 十条の二第 機構が別に定める基準に従って算定した第一 それぞれに定める額を超えるときは、 項 第二号 ハに規定する継続の それ 措置

1 き月額十三万円 0 配 置に係る助成金 第一号介助者一人に

口 務に従事する場合にあっては、 回につき九千円(ただし、 第一 号介助者の委嘱に係る助成金 年に 百三十五万円) つき二十二万円 第一 号介助 を限度とする 者の委嘱ー 者の

き月額十三万円で開いて、第二号介助者の 第二号介助 0 配 置に係る助成金 第二号介助 者 人に

する。 回につき九千円 第二号介助者の委嘱に係る助成金 (ただし、 年につき百三十五 第二号介助 万円を限度と 者の 委嘱

兀 等一人の委嘱一回につき六千円を超えるときは、委嘱一回につ費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が手話通訳担当者 定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の委嘱に要する 要約筆記等を担当する者 き六千円) !額を限度とする。 支給の対象となる障害者の数に応じて機構が定める額を加え 施行規則第二十条の二第 「手話通訳担当者等」という。 ただし、 年につき二十八万八千円に当該助成金 (以下この号及び第四条第五 項 (第二号ニに規定す に係る助成金 る手 機構が別に 話 号におい 通 訳

つき月 額十三万円

兀 以 下この 委嘱一 規則 ,話通 度とする。 号及び 第十九 口 訳 配置又は委嘱に係る助成金及び第四条第一項第三号に につき九千円 担 .当者等の委 嘱 (ただし に 係 る助 成 おい に 年 金 規 に 次に掲げる額の合計いて「職場支援員」 規定する職場支援員 0 手 つき百三十五万円十話通訳担当者等

五.

という。

0)

次に

受ける者の数と合計して三人までの支給に限る。)を額(施行規則第二十条の二第一項第二号に規定する援助をき三万円(中小企業事業主にあっては、四万円)を乗じて得ては、当該職場支援員の配置に係る障害者の数に、一月につ指導の業務が、職場支援員の配置により行われた場合にあった規則第十九条の二第一項第二号二に規定する援助又は

ては、 導 (一月につき四万円を限度とする。) (、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円を乗じて得たい業務が、職場支援員の委嘱により行われた場合にあった規則第十九条の二第一項第二号二に規定する援助又は

五. 得た額 を限度とし、 行う医師 した健 という。 規則 (ただし 康 **(以** 第十九条の二第一 相 下この 健 談 康相 係 医 る助成金 0 健 談医 康相談 委嘱に 号及び 要す 人に 第五 医 機構が 項 , る費用 第二号 条第六号に つき年額三十万円 \mathcal{O} 委嘱 別に定める基準に従 ホ \mathcal{O} 額に 15 おい 規 口 兀 定 に 分の て す 0 を限度とする る健 き二万五千円 健 を 康 康 乗じて 相談医 いって算 相 談を

> 規則第一 のの 三十六箇月)までの支給に限る。 配施置行 措 置又は 置に 条の四に規定する精神障害者であ 係 る障 委嘱 第 に保 害 者 る助 0 E 成第 0 金 項 き二十 次に掲げる額 第二号ホに規 匝 筃 月 る場合にあって (当 の合計額院定する職品 該 障 害 (同号ホーリアの) · 者が は、施行

じて得た額(施行規則第二十条の二の三第一項 する援助を受ける者の数と合計して三人までの 施行規則第二 の業務が、 十 同号ホに規定する職場支援員 条の二第 項) の配置により行われた場合する職場支援員(以下この号に 第二号ホ に 規 定 の支給に限る。 関第二号に規定 四万円)を乗 でする 下この号に 援 助 又

ては、 指導 (一月につき四万円を限度とする。)は、当該職場支援員の委嘱の回数に、一万円、導の業務が、職場支援員の委嘱により行われた施行規則第二十条の二第一項第二号ホに規定、 Pで乗じて得たれた場合にあっ にする援助又は

その雇用 関第一条 の雇用 る能 その雇用 「する者 の四に規定する青申章子で表す。、、施行規則第一条の二に規定する知的障害者又は施行規則第一、正常者、所行規則第四条第一号に規定する身体障害 雇用 力 四 0 条 施行 以 有 に規定する精神障害者に限る。 0) する障害者 効な 四に規定する精神 する障害者 下 以 :規則第 下こ 0) 発 号 揮 (T) 0 でない労働者との均等な待遇 支障 条の二に規定する知的 号及び (施行規則第四条第 7 となっ 第四 :障害者に限る。 一合理的 |条第六号に て いる事 配 慮業 情 である労働 務 号に お 障 \mathcal{O} 改 である労働者と 害 V, 者又 \mathcal{O} 善 規 を 確保又はそ 定 合理 者の は す 义 囚るため 施行 る身 有す 的

六 び第五条第七号において「戦争は兵司をに続ける者(以下この号及関する相談及び支援の業務を専門に担当する者(以下この号及関する相談及び支援の業務を専門に担当する者(以下この号及 三を乗じて得た額 定 に係る助成金 施行規則第十九条の二第一 める額を超えるときは 相談支援専門 機構が別に定める基準に従って算定した職業 員の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の (その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれ 当該額 項第二号へに規定する職業生活に

> それぞれに定める額 慮相談員」という。 係る助 成 金 次に 掲 げ る区 . 分に に応じて

る。 合理的配慮相談員 の新たな配置に 人につき六箇月かつ二人までの支給に限る。 (合理的 係る助成金 配慮業務に 専 しつき月 5 従 事 額 す る者に 万円

六箇月(中小企業事業主にあっては、 での支給に限る。 !係る助成金 合理的配 慮相談員 (イに掲げる者を除く。 つき月額 万円 十二箇月) (ただし、 0) かつ五人ま 新たな配置 人につき

定める基準に従って算定した合理的配慮相談員 合理的配慮相談員の 新たな委嘱に係る助 (ただし 成 金 0 月額十万円 機構が 委嘱に要す 別に

を限度とし、 る費用の額に三分の二を乗じて得た額 六箇月までの支給に限る。

。) の受講に係る助成金 次に掲げる額の合計額る能力の向上に資する研修をいう。以下このニにおいて (1) 合理的配 の受講に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した合理的 慮相談員の合理的配慮研修(合理的 配 慮 巡業務に 配 |同じ

の受講に要する費用の 二十万円を限度とする。 額に三分 の二を乗じて得た額 慮研 (ただ

(2)

合理的配慮研修を受講した合理的

配慮相

談員

(イ又は

間

た合理的配慮相談員を除く。 に該当することによるイ又はロの助成金の支給対象となっ 月につき十時間を限度とする。 (ただし、 十人までの支給に限る。 一人につき に七 百円を乗じて得た 受講時

(新設)

。

「一万五千円(中小企業事業主にあっては、四万円」とあるの号イ中「三万円(中小企業事業主にあっては、四万円」とあるの働者である場合における前項の規定の適用については、同項第四人の以下「法」という。)第四十三条第三項に規定する短時間労害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三十五年財具第十九条の二第一項第二号二の措置に係る障害者が障 八 七 イ 職業能力開発 応じてそれぞれに 資 の開 イ て得た額 口 定 口 談支援 力 職 開 0 従って算定した当該措置に要する費用 質 L 号及び第五条第八号にお 施 発 施 た職 いう。 及び 0) 開 額 行 度 職 行 相 発向 とする。 業能 業能 向 12 援 業生活相談支援専門員 業 規 発 規 談支援専 上 則 向 匹 業 向 専 専 生 則 (ただし 上のため 力開 力開 上支 力開 能 門 菛 活 第 上 分の三を乗じて得た額 上のため 第 に 力開 + 支援専門員 + 員 員 相 に定め に係る助 発向 発向 援 発向上支援専門 菛 九 九 談 一人に 専門 | 員 発向上支援 0 支 条 条 に必要な業 措置に 上支援専門 の 二 援 上支援専門 \mathcal{O} \mathcal{O} 人に (専門員 事業主につき年 る額を超えるとき 成 員 委 つき月額 一人に 第 金 嘱 第 係る助 つき V 専門 て -項 0 \mathcal{O} 機 項 口 0 員一 委嘱 員 構 年 第 委 つき月額十 員 務 第 +配 に 「職業能 成 嘱 0) 0 員 が を 額 五. 置 (その 0 人に 別に き 一 万円 뭉 専 金 委 配 \mathcal{O} 号 百 に に 偏に 額 置 配 門 五. 係 係 チ 口 \vdash 百万円 は、 額が 置又 十万円 0) 機 に に 定 力 に 0 に 万 る る - 五万円 - 五万円 額に 構が き \Diamond 開 円 助 助 規 0 担 規 当該額) き 年 は る 発 定 当 定 成 成 . を 限 別にる する 兀 委 基 向 額 す を た 金 金 一分の三 属に 準に える介 百五 る職 万 成 成 上 限 だ 定め 者 度とする。 円 金 金 支援専門員 度とする。 職 職 従 業能 + 要 助 業 業 (以下こ 一を乗じ る基準 (ただ ダする費 職業能 · 万 円 職業 生 者 職 生 一分に て算 業能 等 力 活 活 を 相 2 新 は、 に規定する短時間労働者関する法律(昭和三十五二第一項第二号ホの措置 四い 二万円」とする。 「万円」とあるのは、 では、同項第五号イ 者 五. 置 中「三万円者である場合は年法律第百円 万 第百二 五. の円(中小 場合におけ 中小 におけ 千円 中

七十 行 条に規定する重度身体障 規 則 第 + 九 条の二第 項 害 第二号 者、 重 = 度 0 知 措 的 置 門障害者又は精神區に係る障害者が 神 が の障法

新設

3

者 は、 で ある特定短 兀 V 万 て 円 は とあ 時 同 項 間労働者 るの 第四 は 뭉 であ 中 る場 七 千 合に 五. 万 百 円 円 おける第一 中 中 小 企 業事 企業事業主 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 業主にあ 規定

て

は

万

円

とする。

千円を超えるときは、月額十三万三千円(ただし、中小企業事業の条において「対象労働者」という。)一人につき月額十三万三十九条の二第一項第三号イからハまでに規定する労働者(以下この額に五分の四(ただし、中小企業事業主にあっては、十分の九の額にないて「第三号職場介助者」という。)の委嘱に要する費用号において「第三号職場介助者」という。)の委嘱に要する費用 は、月額十五万円))とする。主にあっては、対象労働者一人に て る 算定 事 主助に成 した同号に規 支給 金 \mathcal{O} に規定する介助の業務でする助成金の額は、機 う 5 施 行 規則 第 + つき月 九 条 75を担当する者 機構が別に定め? \mathcal{O} ?額十五 第 (する者 (第五条第)に定める基準に従 万円を超えるとき 項 第 号に該当 九

助 成 金 0) うち施行 ·規則第 + 九 条 \mathcal{O} 第 項 第 兀 号 に 金該 の区す

る事 に応じ、 業主に支給する助 それぞれ当該各号に定める額とす 成成金の 額 は、 次 の各号に る 掲 げ . る助

が 又 助 施行 次のイ又はロ は 成 委嘱に 金 規 機 則 第十九 構が 要 する費用の に掲げる区 別に定める基準に従 条の 二第 額 分に に四四 項第 応じ 分 兀 0) 뭉 0 Ź 当 を て 算定し 乗じ 該 に イ又 規 て 定 た介 得 は す んる措 た 口 額助 に 者 定 置 (その に係 \otimes 0 る 配 額額 置

イ 介助者の配置 を超えるときは、 は円 中 小 五 企業事 万円 置に係る助 ・業主又は調整 成 金 金支給 介 助 調 者 整 対 象事 に 0 業主にあっ き 月 額 十三 万 て

当該

(額)

口 助 者 0 委嘱 係 る助 成 金 介 助 者 0 委 嘱 口 13 き九

> て算定した同号に埋る事業主に支給する を超えるときは、月額十三万三千円において「対象労働者」という。) 月額 あっては、対 条の二第 乗じて得た額 額に五分の四 において「第三号職 十五 万円))とする。 項第三号イから (象労働) (ただし、 のうち (その額 する助 三号イからハまでに規定する労働者(以下こその額が当該助成金の支給に係る施行規則第ただし、中小企業事業主にあっては十分の九)の職場介助者」という。」の意見し 規 規定する介助の業の助成金の額は、 者一人につき月 う。)一人に 業務を担 額十五 機 構 (ただし、 条 が 別に. し、中小企業事業主につき月額十三万三千円 当 万円を超えるときは 第 する者 定 項 \Diamond 第 要する費用 る (次条第七 (以下この 基 準に 第二十 (九) を 該 従 条 号 \mathcal{O} 0

新設

成

2 事業主又は調整金支給調整対象事業主にあっ イ 職場支援員の日間に係る助成金 次に掲げる額の合計額 助成金 次に掲げる額の合計額 二 施行規則第十九条の二第一項第四号ハに規定する措置に係る 三 施行規則第十九条の二第一項第四号ハに規定する措置に係る のは 三四十三条第三項に規定する短時間労働者である場合における前施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者が法 の規定の適用については、 口 口 えるときは、当該額 は一万円) 1等の 成 施 行 する。 き障害者三人までを限度とする。 給調整対象事業主にあっては、 整対象事業主にあっては、 業主又は (その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を超 人の委嘱一回につき九千円 職場支援員 万円)を乗じて得た額小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあっては 職場支援員の配置に係る障害者 人につき月額十三万円 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等の 配 | 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当規則第十九条の二第一項第四号ロに規定する措置に係る 度とする。 置又は委嘱に要する費用 に、 万五千円 調整金支給調整対象事業主にあっては 企業事業主又は調整金支給調 (ただし、 0 万円を乗じて得た額。委嘱の回数(機構が (中小企業事業主又は調整金支給調整対象事 中 配 小企業事業主 年に 同項第三号イ中 置に係る助 (中小企業事 十五万円) つき百三十五万円 (中小企業事業主又は調整金支 0) 万円) 額 に、 又は調整金支給調整対象 別 成 に 業主又は調整金支給調 四分の三を乗じて得た 金 整 に 定め 立対象事 「三万円 (ただし 月につ は 手話通訳担当者等 手話通訳担当者等 る回 は、百五十万円円 (中小企業事 後員 兀 き三 万 数を限度と (中小企業 円 一万円 年につ とあ

事業主に

あ

っては

二万円」

とする

3 第七十条に規定する重度身体障害者、 行 規 則 第十九 条の二第 項 第 兀 号 合における第一項の規定の重度知的障害者又は精神障

者である特定短時 金支給 五. 百円 調整 て 中 一対象事業主にあっては、 小 企業事業 同 項 '間労働者である場合に 第三号イ 主 又は 中 調整 \equiv 金支給調 万 兀 円 万円 中 整対象事業主に とあるの 企 業事 業主又は は

- 金 五. 条 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。 助成金の支給の対象となる期間は、 次の各号に掲げ る 助 成

は、

一万円」とする。

算 第 号 L 条 て 0) 第二号に掲げる助成金 一に規定する措置 年 \mathcal{O} 期 間 を開 始 施行規則第十 L た日 \mathcal{O} 属 す んる月 九 条の二 の 翌月 一第 かか 項 Ò

金

起算して十年の期間のうち当該介助者を配置している期間が、「別者の配置」介助者を配置した日の属する月の翌月次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期間、第二条第一項第一号及び前条第一項第一号に掲げる助成 間か 5

口 て 十年の 介助 者 期の間委 介助者 \mathcal{O} 委嘱 を 初 め て 行 0 た 日 から 起

次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める期 第二条第 一項 第二号及び前 条第一項第二号 間に 掲 げ る 助 成 金

の属する月の翌月から起算して十年の手話通訳担当者等の配置 手話通訳 当者等を配置している期間 期間のうち当該手話通

口 通 訳 から起算して十年の期間担当者等の委嘱 手話通 訳 担 当 者 等 0) 委 9嘱を 初 8

兀 こった日 項 第三号に掲げる助成 金 次に 掲げる区分に応じ

第四条 一金 の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。条 助成金の支給の対象となる期間は、次の各号に掲げ · 掲 げ る 助

成

項に規定する職場 を促進するための措置に関する計画を作成 ある労働者についての職務開発、 年の期間のうち重度障害者等職場適応措置(重度障害者等で 第一 条に掲げる助成 復帰をした日の属する月の翌月から起算し 金 措置対象者) を実施している期間に過を作成し、当該計画に 能力開発その他職場への . が 施 行規則 第十 八 条第 基づ 適応

イ 第一号介助者の配置 当該第一でれに定める期間 第二条第一号に掲げる助成金 がて当該措置を行うことをいう。) 次に掲げる区分に応じてそれ

った日かっ己で 第一号介助者の委嘱 当該第一号介助者の委嘱 当該第一号介助者 君を配置している期間 する月の翌月から起算して十年の期間のでする月の翌月から起算して十年の期間ので の期間のうち当該第一号介助者を配置し た日 号介 0 助 属

第二条第二号に掲げる助成金 次のた日から起算して十年の期間第一号介助者の委嘱 当該第 介助 者 \mathcal{O} 委 嘱 を 初 め て

ぞれに定める期間 次に掲げ る区 分に応じてそれ

者を配置している期間する月の翌月から起算 第二号介助者の 配 置 して十年の 当該第二号介助 期間 のうち 者 ち 当 部 置し 該 第二号介 った 日 0 助属

イ

第 た 日 第二号介助者の委嘱を配置している期間 条第三号に 条第三号に掲げる助成金日から起算して十年の期間一号介助者の委嘱 当該第 間第 次に掲げる区分に応じてそれ 号 介 助 者 \mathcal{O} 委 「嘱を 初めて

兀

る期 間

る月の翌月から起質 イ<u>介助者</u>の配置 第 てそれぞれに定める^田 している期間 起算して五年の期間のうち当該介助者を配開第二号イに定める期間が終了した日の属 置す

から起算して五 介助者の委嘱 4年の期間 第二号 口 に定める期 間 が 終了し た日の 컆 日

通 日 の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該手話手話通訳担当者等の配置 前号イに定める期間が終了したら起算して五年の期間

手話通訳担当者等の委嘱が見訳担当者等を配置している期間 翌日から起算して五年の期間話通訳担当者等の委嘱 前号ロ に 定 め る 期 間が終了 L た

五 第二条第 日 0) 項第四号に掲げる助成金 施行 規則第十九 条の一

五.

 \otimes

て行

つ た

日

か

ら起算して十

年

0

初

該障害者がおり 合にあっては、 項第二号ニの措置に係る障害者一人に 施行規則第一条の四に規定する精神障害者である場号ニの措置に係る障害者一人につき二十四箇月(当 三十六箇月) -四箇月

め て行った日から起算して十年の期間第二条第一項第五号に掲げる助成金 健 康 相 談 医 0 委嘱を初

七 第二条第一項第六号に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じ

イーて 職業生活相談支援専門員のそれぞれに定める期間 を 配 当該職業生活相談支援専門員を配置してい 置した日の属する月の翌月から起算して十年の 配置 職業生 活 · る期 相 談 中の期間のう一般支援専門員 間

口 職 委嘱を初めて行った日から起算して十年の期 業生活相談支援専門員の委嘱 職 一年の期間概業生活相談は 支援専門 昌

イ 職業能力引きる期間でそれぞれに定める期間 第二条第一項第七号に掲げる助成金 金 次に掲げ る区 分に応じ

(新設

'門員を配置した日の のうち当該職業能力開発向 属する月 上支援専門員 の翌月から 配 置 職 業 起算して十年の を配置し 能 力 開 発 九向上支 ている

介助者を配置している期間の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第一7 第一号介助者の配置 第二号イに定める期間が終了したぞれに定める期間 元号日

の翌日から起算して五第一号介助者の委嘱 五年の期間場に発力を に定める期 間 が終了し た 日

助者を配置している期間属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第二号介属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該第二号介助者の配置 前号イに定める期間が終了した日の

第二号介助者の委嘱 に定 める 期 間 が 終 了し た 日 0)

第二条第 日から起算し 兀 一号に 掲げる助 て五年の 期間号口 成 金間 期 手間 話 通 訳 担 当 者 等 0 委 嘱 を

第二条第六号に 掲 げ る 助 成 金 機構 0 定 \emptyset るところ より

業計画 定 理 慮相談員 0 新たな 期間 配置 又は

六

新設

0

期 間

0)

初日

から起算して

年の

委嘱に係る事

	より同条の助成金の支給対象となる期間を除く。)
	行規則第二十条の二第一項第三号
	四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月(当該障害者
(新設)	十 前条第一項第三号の助成金 施行規則第十九条の二第一項第
の末日まで	該日の属する年度の末日までの
七 前条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行った	九 第三条の助成金 第三号職場介助者の委嘱を行った日から当
	援専
	ロ 職業能力開発向上支援専門員の委嘱 職業能力開発向上支

た日から当該

- 20 -

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規定す

る厚生労働大臣が定める研修の一部改正)

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第二項第二号及び第三項第二号に規

定する厚生労働大臣が定める研修 (令和三年厚生労働省告示第百五十七号) の一部を次の表のように改正

する。

	(作為音グに己正音グ)
改正後	改正前
る研修 二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が定め 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第	定める研修三第二項第二号及び第三項第二号に規定する厚生労働大臣が同等者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の
第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一	第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五十一
令第三十八号。以下この条において「施行規則」という	労働省
。)第二十条の二第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定める	。)第二十条の二の三第二項第二号に規定する厚生労働大臣が定
研修(以下この条及び次条において「訪問型職場適応援助者養成	める研修(以下この条及び次条において「訪問型職場適応援助者
研修」という。)又は施行規則第二十条の二第三項第二号に規定	養成研修」という。)又は施行規則第二十条の二の三第三項第二
する厚生労働大臣が定める研修(以下この条及び第三条において	号に規定する厚生労働大臣が定める研修(以下この条及び第三条
「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。)は、次の各号	において「企業在籍型職場適応援助者養成研修」という。)は、
のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第三条に定	次の各号のいずれにも該当するものとして、それぞれ次条又は第
めるものとする。	三条に定めるものとする。
一	一 () () () () () () () () () (

(傍線部分は改正部分)

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定

める職場適応援助者助成金の額等の一部改正)

第六条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣

が定める職場適応援助者助成金の額等 (令和三年厚生労働省告示第百五十五号) の一部を次の表のように

改正する。

É	分
糸	
按	
5	Ç
1	j
Š	夂
I	F
井	
5	Ç
_	

二 施行規則第二十条の二の三第一項第二号に該当する事業主に	二 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに該当する
行った日数に八千円を乗じて得た額	行った回数に九千円を乗じて得た額
適応援助者が跨	者が障害者に
助を行った日数に一万六千円を乗じて得た額	行った回数に一万八千円を乗じて得た額
二号において	号において同じ。) に対し、三時間以上の援助
に規定する障害者のうち精神障害者	一項第一号に規定する障害者のうち精神障害者に限る。ニ及
応援助者が障	型職場適応援助者が障害者(施行規則第二十条の二
に八千円を乗じて得た	を行った回数に九千円を乗じて得た額
職場適応援助者が障	問型職場適応援助者が障害者に
て同じ。)に対し、四時間以上の援助を行った日数に一万六	った回数に一万八千円を乗じて
精神	じ。) に対し、四時間以上の援助
(施行規則第二十条の二の三第一項第一号に規定	者(同号に規定する障害者のうち精神障害者
職場適応援助者(以下「訪問型職場適応援助者」という。)	者(以下「訪問型職場適応援助者」という。)が
十条	する
	一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円)
成金 次に掲げる額	次に掲げる
一 施行規則第二十条の二の三第一項第一号に該当する法人に対	す
に定める額とする。	当該各号に定める額とする。
)の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応	額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それ
三第一項に規定する職場適応援助者助成金(以下	定する職場適応援助者助成金(以下「助
令第三十八号。以下「施行規則」という。) 第二	令第三十八号。以下「施行規則」という。)第二十
害者の雇用の促進等に関する法律施行規則	害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和五
者助成金の額等	成金の額等
第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場	項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者
者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二	の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条
]	Ī
改 正 前	改 正 後
(傍緩音気に改正音気)	

者の数と合計し に 九 お 条の 対 て三百 L 支給 年 度 て三人 する助 万 項 円 四 第 を 月 八までの 超 二号 成 えるとき 日 金 か = 支給 又 は 次に 5 꺞 は 年 に 同 限 項 げ 月 ŋ 第 る 百 \equiv 四額 + 号 万 そ \mathcal{O} 円 ハ合 0) 額 に計 日 額が一事業主 に規定する障 まで を う

っては、 に規定す 一月に)が行う援助を受ける者 規定する中小企業事業主をいう。 場 施 適 行 (する中小企業事業主をいう。ロ十年労働省令第三号) 第百二条 つき六万円 規い 応 援助 八 則 第二 万 者 円)を乗じて得た 一十条の (以下 (中小企業事業主 《事業主をいう。ロにおいて同じ。)にあき第三号)第百二条の三第一項第二号イ(で)の一、年の業事業主(雇用保険法施行規則(で)の工第一項第二号に規定する企業在籍型職場適応援助者」というでの二第一項第二号に規定する企業在籍型 額

口(略

3 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号口に規定する計 3 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号口に規定する計 3 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号口に規定する記述 3 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号口に規定する記述 3 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号口に規定する記述 3

4 は 精 者 神 が 障 法 :害者 第 Ł + 7 あ 条に る特 規 定 定 す 短 時 る 間 重 労 度 働 身 者 体 障 で あ 害 る 者 場 合 重 13 度 知 お 的 け る第 潼 害

> 条の二第一項符 での 支給 に 限 第二号本 る。 〜に規定する障害者 次に掲げる額のA 者合か計 数額 と合施 計 行 し 規 て三第 人 ま

(略)

る。修に を負担した場合にあっては、前項第一号に定める接助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要当該研修を修了した日から起算して六箇月以内にの雇用する労働者に対し、同条第二項に掲げる研究を負担則第二十条の二の三第一項第一号に該当 要した費用 元に二分 一を乗じて得 た額 とめる額に要し を支給 る研修を修了さ 訪 す 観に加え、当該 した費用の全額 別問型職場適応 る す くる も 法 とす

」と、同号ロ中「九万円」たあるのは「三万円」とあるのは「三万円. く援助に係る障害者(次条第三号におい施行規則第二十条の二の三第一項第二 百二十三号)第四十三条第三項に規定する短時。)が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭 とある のは 六六 万円」とする。 万円」とある 7円」と、「八万円」とあるの7の規定の適用については、同 進等に関する法律(昭、条第三号において単に \mathcal{O} 第二号に は 五. 万 円 規 間労働 和三十 L E 障 定 す 五年と、 」 「国に基づ る 「十二万円 同号イ中「六 一四万円 -五年法 律第

(新設)

号 ロ は は 第 中 「三万円」 二号 九 万五千円」と、 万円」 0 規 定 とあるの 0 る。 適 用 は 0 V 万円」とあるの 二万円」と、 て は 同 号 1 は 中 「十二万円」 一万円」 万 円 一 とある同る

5 る額に加え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額をした費用の全額を負担した場合にあっては、第一項第二号に定め在籍型職場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要修了させ、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業業主が、その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を業主が、程の雇用する労働者に対し、同条第三号口に該当する事 支 するものとする。 4

え、当該研修に要した費用に二分の一を乗じて得た額を支給するの全額を負担した場合にあっては、第一項第二号に定める額に加場適応援助者として援助を行わせ、かつ、当該研修に要した費用、当該研修を修了した日から起算して六箇月以内に企業在籍型職その雇用する労働者に対し、同条第三項に掲げる研修を修了させ、施行規則第二十条の二の三第一項第二号に該当する事業主が、 ŧ

第二条 とする。 助 成 金の対象となる援 助 \mathcal{O} 期 間 は、 次 0) 各 号に 定め る期 間

<u>·</u>

わ者 な超えるときは、障害者一人一回の援助につき六月)れる援助の期間(その期間が障害者一人一回の援助につき六い援助を行う期間のうち、機構が別に定める基準に従って行前条第一項第二号に掲げる助成金 企業在籍型職場適応援助

第二条 とする。 助成金の対象となる援 助 0 期 間 は、 次 0) 各 뭉 に 定 め る 期 間

月を超えるときは、障害者一人われる援助の期間(その期間がおが援助を行う期間のうち、機三 前条第一項第二号に掲げる助 は、障害者一人一回の援助につき六間(その期間が障害者一人一回の援期間のうち、機構が別に定める基準二号に掲げる助成金 企業在籍型職 につき六月)。 一回の援助につき六のる基準に従って行める基準に従って行

のとする。

- 26 -

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める

重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正)

第七条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定

める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件(平成十五年厚生労働省告示第三百四十一号)の一部

を次の表のように改正する。

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

2める重度障害者等通2規則第二十一条の二
(四) ――

改

正

後

る助 通規 勤 ゴする事が策助 (以 下 双して支給する助式以下「助成金」といれ二十一条の二第一 促 等 縦する助成金の額は、次の成金」という。) のうち同条の二第一項に規定する重条の二第一項に規定する重要に関する法律施行規則 同重 項第 に掲げる書

イ・ロ 額 る費用 及び次 じ、額 条第 額 それ四 それぞれに定める額を超えるときは、それぞれに定に四分の三を乗じて得た額(その額が次に掲げる区紀一号において「新築等」という。)又は賃借に要す

略

下 五. 施 万 兀 準 単 行 四分の三を乗じて得た額(その額準に従って算定した指導員に対し単に「指導員」という。)に係る行規則第二十一条の二第一項第一 円 を超えるときは、 第 十五万円 指導員一人につき月額通常支払われる賃金の成金 機構が別に定め口に規定する指導員 額のめ

下この に係 規 則 る助 号及び第四条第三号において単に「住宅手当」とい(第二十一条の二第一項第一号ハに規定する住宅手当 成 金 機構が別 に 定 める基 準 に 従って算定した

> 障 項害 \mathcal{O} 者 成 規の 金 定雇 に 0) 用 額 基 \mathcal{O} 等 づ 促 を定 き厚 進 等に んめる件 **宁生労働** . 関 する法律施 大臣 が 定 \Diamond 行 る 規 重 則 度 第 障 + 害 者等 条 \mathcal{O} 通 兀 勤第

改

正

前

る額)

イ・ロ

基準に · 単 に 施行 万円を超えるときは 四分の三を乗じて得た額(その 「 規 指 則 従 って算定 導 第 した指 た額(その額が指導員一人に指導員に対して通常支払われう。)に係る助成金(機構が四第一項第一号口に規定する 十五. 万 円) 人につき月額にないない。 る指導員 (:) 観のめ、十額る以

下この号及び第四条第三号において単に施行規則第二十条の四第一項第一号ハに る助 成 金 機 構 が 別 定める基準 「規住定 に 従 って算定し 宅手 +当」という た住

円額 限 が 度 当額をと 手 んるときは、 助超い うち、 成え で支払い 支 わ外定の 導係 れのす が労働重が り り 一人につ 私に四分の る重度障害 者に対して おして できたである。 支払わり、 7円) 4一人に 乗 ľ てれ単第 得た額で こつき月 手度条 額 六 万のの害

円分基下 円を超えるときは、七百万円)分の三を乗じて得た額(その額基準に従って算定した通勤用バス」という。)に下「通勤用バス」という。)に下「通勤用がス」という。)に円を超えるときは、指導員一人 額(その額が通勤用バスた通勤用バスの購入に要いう。)に係る助成金条の二第一項第一号三に ニに バスー台につき七百に要する費用の額に金 機構が別に定め二に規定するバス

五. 円転費従ス に用っの施 従のて 運 行 算 転規 事 額 ずする者ので類に四分の一類定した通過 に 則 従 第 る者の委嘱一回につき六千円四分の三を乗じて得た額(そした通勤用バスの運転に従事従事する者に係る助成金 機第二十一条の二第一項第一号 八千円を超えるときは観(その額が通勤用べに従事する者の委嘱に金 機構が別に定める第一号小に規定する通 o は、六千 M M に 要 す る 基 準 に 要 す る

万 円)を 一準 号援 追助 る る施 一を乗じて得た額(その額が月額三万円を超える の基準に従って算定した通勤援助に要した交通を に近って算定した第一号通勤援助者の委嘱に に従って算定した第一号通勤援助者の委嘱に に従って算定した第一号通勤援助者の委嘱に に従って算定した第一号通勤援助者の委嘱に を乗じて得た額(その額が第一号通勤 という。)に係る助成金 機構が の重度障害者等である労働者の通勤を容易にする を乗じて得た額(その額が第四条第五号) にはって算定した通勤援助者の委嘱に である労働者の通勤を容易にする。 には定した第一項第一号へに規定を に対し、 基回四に 重 行 加 え た 額 に通に構号 一号 るっぱ でまる 通 えるとき 世勤援助者のでに要する費用でおいて「#なりに定めである。 ちにおいて「#なりにないでである。 が別に定めて「#なりの指別である。 費機 の構が援助 はに別者費定てのの、四にの用め「指雇子分定委のる第導用 別者

助号則 成及第 二十 す 金び 第機四 Ź 費用 「構条の 別 に定に一第一 に四 はおいてが現第一点 分 0) 三を 準単号 乗 ににト じ 従 一 に に規定する は 対 に 規定す て 得 た額 定 Ź しと駐 (その という。 という。 う。場 額 車

> 当額「項宅 該をと第 助超い一 当 う 支払以規 れのす る労る事 働 度 · つ 障分対害お き六万万 の三を乗り L で支払って支払って支払って 万円 人に 手当の四 手度 条の 額 六 万 円額限者 第 をが度等

観が通勤用バスの購入に悪公助成金一項第一号ニに ニに 、 スー台に 要する費 機構が 関 つ用別る きのにバ 七額定ス 百にめへ 万四る以 円分基下

額を超えて支払われる額に四分額を超えるときは、指導員一人につ 超えるときは、指導員一人につ 地行規則第二十条の四第一項 を超えるときは、北百万円)を超えるときは、北百万円)を超えるときは、北百万円)を超えるときは、北百万円)を超えるときは、北百万円)で超えるときは、北百万円)に係ずに従事する者に係る動成の運転に従事する者に係る動成の運転に従事する者の委嘱一回にの 五. 四につき六八の運転に沿への運転に沿って得た額のでは、 は(その額が通数に従事する者の系機構が別に実界一号ホに規定する 千円を超 えると 勤委定す き用嘱める バス要 は る通 基 勤 六のす準用 るにバ 千 運 円転費従ス

援助等を行う者(以下こ 号通勤援助者」という。 号通勤援助者」という。 地に従って算定した第一 に四分の三を乗じて得た る基準に従って算定した 一回につき二千円を超え る基準に従って算定した第一 下この号及び第四条第一 下この号及び第四条第一 る重施 等度行を障規 害則 (いって算定した通勤援助に要した交通費のさ二千円を超えるときは、二千円) に機構一を乗じて得た額(その額が第一号通勤援え者」という。)に係る助成金 機構が別え者」という。)に係る助成金 機構が別え者」という。)に係る助成金 機構が別えることがある労働者の通勤を容易にすると、第二十条の四第一項第一号へに規定すると 1者第二 (その 額 が勤 月援 額助 (三万円、 を超を える 要する とき額が援助 別おたる にいめそ 費 に 別者 定 7 のの は 四に 0 用 8 三分定委のる第導用 万のめ嘱額基 す

す ^る費 用 0) 别一 兀 記号に 一 . 四 めお項 分 る基準に第一号 0 三を 乗 ににト じ 従 一 に て得 つ駐規 て車定 た額 算場す 定 る と駐 たい車 う。 の駐 額 車 場

以 自 に が 機構がの規事 にする 要 規動 につき二百五十万円)) につき二百五十万円)) につき二百五十万円) が別に定める基準に従って算定した通勤用自動を をする費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額に の号において「通勤用自動車」という。)に係る にのきにおいて「通勤用自動車」という。)に係る にのきにおいて「通勤用自動車」という。)に係る にのき二百五十万円) す構 則 車 別号則一 に第台 0 き 月 額 五 万 円 を 超 える き 五.

る る 定 を L 乗じ 等用 \otimes た 施助 事 る 重 行成業助

は、指導を指導 . П 相導員一人につき毎人その額が指導等員に係る助成へ等員に係る助成へ き月額十五万円)環導員一人につき月額十五万円を超えるときの常支払われる賃金の額に四分の三を乗じて成金 機構が別に定める基準に従って算定し

百にのめ下 つき 万 額る に基 寸 行 七四 準 体 規 分に 百 通則 万円 0 従 勤 第 の三を乗じて得た促って算定した団動用バス」という第二十一条の二節 Hを超えるときは二を乗じて得た頻って算定した団体 えるときは、団体通勤用バビて得た額(その額が団体定した団体通勤用バスの購」という。)に係る助成金条の二第一項第二号ハに担 ごバスー 勤に機定規定す ベスー台に 機構が 機構が つき

規

則

第

+

条

0

第

項

第

二号

に

規

定す

んる団

体 通 勤

> 機 下 施 声 車 別号規一に則台 定お第に 0 月 額 五. 万 円 を 超 えると き 五. いあ十額動係る 万 では、一 が 通 勤 用 た でる者が 運 はる 動 成 金 車る自円

台転行自に

イ・ロ (略) た重度障害者等用住宅の

五万円) こつき月額十五万円を超えるときは、指導員る賃金の額に四分の三を乗じて得た額(そ別に定める基準に従って算定した指導員に-条の四第一項第二号ロに規定する指導員に 一の対係

七百万円を超えるときは、団体通勤四分の三を乗じて得た額(その額が準に従って算定した団体通勤用バス体通勤用バス」という。)に係る助行規則第二十条の四第一項第二号ハ バ体購金規 ス通入定力を表す。 台につき 要構る すがバ る別ス 費にへ 七台にのは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ののでは、日本ので

規 則 +条 0 兀 第 項 第 一号 三に 規 定 す る 寸 体 通 勤

用

勤 用 要 にバ バす 従 ス んる費用 って運 ス 0) 運 算転 転の定に に 額 L 従 た 団 従事する者 に 事 . 四 する 分体の通 者 者の言語の の委嘱一回にを乗じて得れがスの運 回につき六千円を超える得た額(その額が団体通運転に従事する者の委嘱 機構が別に定める基

号額に第雇 \mathcal{O} る 労働 が お 用 委 次 0 条 額 当 い項 保 嘱 準 す き 七 該 て 第二号イ(5) 険 第六号に る 者 1 助 「万四千円(法 同 要する費 従 か助 事 成 んって じ。)に 施 5 成 業 金 委 行規 嘱一 金 主 \mathcal{O} までに規定する労働 $\overline{\mathcal{O}}$ お う 支 に 則 用 É V 定 対 口 (ただし、)一人につき月 給に係る施 規 て単 した同 あっては、 (昭 \mathcal{O} 施 L (昭和五十年の額に五分の して支給する助4個行規則第二十 定する中 つき六千 に 五分の四 号イに規 中 一年労働! 二 十 甴 を加起 分の九)を乗じて得企業事業主をいう。 労働省令第三号)第百二条の三四(ただし、中小企業事業主(号の二通勤援助者」という。) 業事 者 定 成 七万四千二(以下こ する 第二十一条 金 条 事業主にあっては、対象労七万四千円を超えるときは(以下この条において「対第二十一条の二第一項第一 のの 第一号 額 第 は 月額八万四千円めっては、対象労円を超えるときは *の* 二 機 項 得た 構 第 诵 以下この が 勤別 額 뭉 (そ 援 に 助定 の条 者め 三

金 兀 \mathcal{O} 四 区 一分に成 成 応じ、 金 $\overline{\mathcal{O}}$ 支給 それ \mathcal{O} れぞれ当該各号にの対象となる期間 に間 定は、 \Diamond る次 期の %間とす ź。 掲 げ る 助 成 第

一人に とする。

こつき月

額

八

万四

千

えるときは

8 て 略行 つた日 か

五. 5 条第六号に掲げる助成 5 起 算 て三 月 金 0 期 第 間 号 通 勤 援 助 者 0 委 嘱 を 初

四条 金 五. 5 の 四 区 めて行った 行った日から知一条第六号に関 略 · 掲 げ 起 算 る助 L て 成 月 金 0 期 第 間 뭉 \Diamond 通 勤 援 と号に 助 者 掲 0 委 げ 嘱 る を 助

初

成

略

アバスの運行をする費用の っのて運 委嘱一 算転 転 \mathcal{O} 定に 口 に 額 L 従 た団 に 従 事 する つき六千 事 兀 する 分体 の通 三を乗るに係る 者の 円 委 米じて得な スの運転 嘱 回に た転に機 つき六千 従事する。 円額るに を超えると が者定 団のめ 体委嘱 る 基

勤に準

き用要にバ

従 ス

七万四千円(ただし、中で者」という。)一人につきているのがある。 する。 人につき月気 基準に必 イ当お一か該い項 用 委嘱に要する費 次条第六号に 産準に従 ヨする事: 一条 助: 項第二号イ(5)と 保険 ら助 法 成 大業主に 対成金の 金 じ。)に 施 行 の支給に 規 お うち 則 用 に 7 定対 . て 単 あ 規 \mathcal{O} L L (昭 のっては十分の最 係 額 た て 施 る施行規 É に同 支 和 行 小企 うき月 労働 五分の 第 給する助 を超えるときは 五. 号 規 十年 則 企業事業主にあっては月額七万四千円を超え働者(以下この条にお 分の四(ただし、・那一号の二通勤援 第 則 企業事業主をいう。 - 労働省令第三号)第 規 二 十 第二十 定成 九)を する 金 条 00 第一号 乗じ 条 額 兀 の四 援 は第 月 て 中助 額 おい は、 得 小 えるときは、 第 者」とい の機項 八 万四 企 た 構第 **らときは、月額いて「対象労働** 〒二条の1 業事業主 対 額 以 項 通が 千 象 第 勤 別号 円) · う。 援助 労 に \mathcal{O} 号 定 額条三()者がに第雇の(0) 者 に る該

一分に応じ、助成金の支 支 それぞれが れ当該各号にれる談となる期間 に間 定は、 る次 期の 間各

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重

度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件の一 部改正)

第八条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定め

る重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件 (平成十五年厚生労働省告示第三百四十

二号)の一部を次の表のように改正する。

_	
傍	
絲	
剖	
分	
け	
改	
正	
部	
分	

雇用事業所施設設置等助成金の額等	第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多	障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の二	
	多数	0 1	
事業所施設設置等	項の規定	障害者の雇用の促	

改

正

後

定は数規め、雇則 める 雇 則 次 用 額 の各号に 事 の合計 . う。 所 者 0 額とする。 掲 設 雇 だげる助 設 用 る助成と置等助 0 促 成助众 進 等 一般金 (以下の三第一) に 一(以下 関 . 分 に す る - 「助成金」という。)項に規定する重度障害 応じ、 法 律 施 そ 行 れ 規 ぞ 則 ħ . 当 該 下 W各号に と の の 額 施 第 る額 次 用

援機 お囲 の二を乗じて得 定 る の業 等に |で機 費用 設置 の用 つき一 が した当該 定 1 施 足を受け 構 て 次条各号の 行 に係る助 に供 同 規則 構 関 议 (賃借による設置を除く。に供する施設又は設備(以 ľ が する法律 下「機 事業 円 厚生労働大臣 たものである場合にあ 第二十二条)を超えるときは、 た額 成金 施設 限 71 ずれかに該当する場合又は障害者のに額(その額が申請一回につき五千万設等の設置又は整備に要する費用の :第四十四条第一 (構」という。)が 度 とする。 独立行政法 0) 二第 . 0) 承認 以 を得 項 めっては、一年 項に規定する 人高 以 下 第 Ŧ. に規定する厚生労働大臣 て 別 下 千 事 定 に 齢 同 号 万 める ľ 円 定める基準に従 業 に • 障 施 規 ただし、一事業所の額。以下この号には障害者の雇用の促する厚生労働大臣のは関系ない範 害•) 又 は 定 設 とする事 等」 求 整備 職 *業所 額 者 · う。 に三分 いって算 雇用支 に要す 0 事

> 助 成 金 の 額 等 を 定 8 る件

厚進

等に

· 関

法 が

行

+

第

改

正

前

生労働

大臣 する

定 律

8 施

る

重 規

度 則

障 第

害

者

多

数 条

雇

用

規 の各号に 事 則 業所 لح いう。 施 . 掲げ 設 る助 置 雇 第二十二条第一 等 用 成助 0 金の金 促 進 等に 区 分に応じ、 関 項に規 す っる法 流定する重g は律施行規関 そ 金 れ 」という。 ぞ れ 当 度障 則 該 以 宇書者多 各号 \mathcal{O} 下 に 額 定は数施 \Diamond 雇行

き一億 次条各日 た当該古 機構 を受けた に関する法律 を乗じて得 構 用に係る助成 置 用に供する施 て同じ。 (以下 の合計 施 (賃借による設置 が厚 行規則第二十二条 号 の 事業 円)を超 生労働 ものである場合にあっては、 機 額とする。 た額 限 いずれかに 施 : 第 四 過設 又は 設 構」という。 金 度 大臣 とする。) えるときは、 等 (その \mathcal{O} 独 を除 匹 設 <u>寸</u> 設 \mathcal{O} いう。)が別に定め立行政法人高齢・暗]条第一 該当する場合又は障害額が申請一回につき五 一置又は整備に要する費用 備 第 承 認 (以 下 とを得て定める 項 項に規定する厚 Ŧī. 以 第二号に 下同 千 事 万円 じ。 業施 ・障害・求 ぬる基準 規) 又は: 億円 設 額。以下この 定 た (等)と する ア 用の ア ア の 変 ·生労働· 1者の雇 を超 L 職 事 えなな 者 備 7 べって算 版に三分 大臣 雇用 · う。 用 に 事 事 所 事業所につい 号におい 範囲で \mathcal{O} 要する 0) 業主が 支援 0 促 の 二 認 定 進 \mathcal{O} 業 定 等 L 機 費 設の

適用の る。 用のに各 第二 てい は、同号中「三分の二」とあるのは「四.ずれかに該当する場合における前条第一一条 施行規則第二十二条第一項に規定す 一する 分の の事 規業 定主 とす のが 適次 用 \mathcal{O} に各 つ号 いの

0

ては、

同

号中

「三分の

とあるの

は

四四

分の

 \equiv

とす

の条

い

ず

ħ

カコ

行

規

に該当する場合に別第二十二条の二:

おける前を一項に見

景第一号の!

規定の事業主が

に規定っているも する社: 支援 社重か 家とする施設 、いるもの、 、大めの法律 がの法律 が別 つ施った 者 て 度 され 及 障 機及(構び機 会祉害福法者 規 事 が職構 則 て 設 祉 祉(宏昭 等 施 第 以として機関 (昭和二十十 生活 設 议 定 等 移行支援 十成十七: 日者の日: 下の あ 設 条 0 置 又 \mathcal{O} を機 一項に規定する事業主であって 一項に規定する事業主であって を除く。)を利用している精神暗 がに定めるものに限る。)に入所し がに定めるものに限る。)に入所し を育四十五号)第二十二条に規定 を所にとして重度障害者等を対 がに定めるものに限る。)のうち、 という。)のうち、 を解析に伴い同項第一号に規定する は が 特除条第にく第百 項別及 四害にににび 定 地 困 難でを項 に め方 る公 定 あ利に も共 る る用規 の団 数 重 で体 以 度 障 害者 っ合 入 等 ょ と障続項すし対定 n

用している精神障害者 無定する就労継続支援 を総合的に支援するた を総合的に支援するた を総合的に支援するた をがるがしてい があるた る用規 一号に規 施行規 事業施 度障 設則た法 定 でする重 入 0 人 はするためで対象とする どし れ +設 社会福 る場 大に援規 置 あ 度障 て 者 又 つ **焼定する就** その は 及 (機 第 の法の施 会福法者 び 整 職構 備 項 構 寸 業 が 等 設 祉 にが 生活 別 及 にび かるも を営 定地 め方 しむこと る公 0) も共 を の団 がを同律活に施律度 で で -第百二 及定設第障十 特除 条 ああの 第十 < る (四害主) 二条 0 十二十五号 一二十五号 一二十五号 て、 場 資 難でを項 第 号) 定 カゝ ょ めあ利に号活にて ŋ

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定め

る障害者能力開発助成金の額等を定める件の一部改正)

第九条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が

定める障害者能力開発助成金の額等を定める件 (平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号) *⑦* 部を次

の表のように改正する。

	_
	傍
j	線
:	部
	分
	は
i	改
	īĒ
:	部
	分

改

正

後

一助発規 成助則 ち施行 金成 行 \mathcal{O} 金 11 区 以 . う。 号り第 分に応じ、 第二十三条 下 助 第 用 成 そ 金」と 促 これぞれ \mathcal{O} 進 等 一第 いの 当該 . う。 関 す 各号に る の項 額 に 律 は、 規 定 該当する事 \emptyset 定 てする る 次 額 0 則 とす 各号 号に掲げ 業主等 施 げ力 る開 行

う 円分行の四に 別 高設能 力開 に 齢 置 又は 定 足める基準 障害・求戦 めの 発同規劃号則 を 乗じ 整 練」とい 施設 備を行う者に対して支給 して得た額過設又は設備 規 て得た額(その額が二億円を超設又は設備の設置又は整備に要準に従って算定した障害者能力求職者雇用支援機構(以下「機 定する障害者: . う。 <u></u>の 事 能 事業を行うための配力開発訓練(以下の開発が (以下「以合計では) 能力開 機構 を超えるときは、二度に要する費用の額に正能力開発訓練の事業を「機構」という。)が「機構」という。)が「機構」という。)が「機構」という。)が「機構」という。)が「機構」という。)が「機構」という。)が

うち、 は 従 新 \mathcal{O} 施 いって算 額 設 を行う者 行 備 が 障 規 五. \mathcal{O} 害 則 千万 更 定 者 第 した障 新 に 能 二 十 対し 円 力 要 開 を 障害者能力開発訓ーで支給する助協用発訓練の事業を用象の二第一項第 女する費 超 えるとき 用 \mathcal{O} は額、に 訓成 を 第 金行 練 号 う の事機 たに 構めがの 円四 業 該 を を行うため 当 施設又は設置する事業主 別施 乗 Ü に して得た額(いための施設では設備のを基準である基準ののを基準ののを表換ののできません。

施 支 規 則 別に定めれる助成れ 第 二十三条 る 金 基準次 の 二 の合計 た計障額 該 当 害者能力 す る 事 業主等に 開 発 練 訓

0

運

営に

要

する費用

障

告者能

力

開

発訓

助 第 障 成 害 項者 金 \mathcal{O} \mathcal{O} 0 額 規雇 等 定用 を に 0 定 基 促 め づ 進 る き 等に 厚 . 関 生 労 する法律 働 大臣 施 が 定 行 8 規 則 る 障 第 害 十 二 者 能 条 力 開 0 発

改

正

前

助発規成助則 金成 の金区へ 害者の 公分に応じ、(以下「助な 0) 下「助第 用 成 0 そ 金 促 当とい ħ 進 ぞれれ 等 \mathcal{O} 、 う。 当 関 該 す 各 る 号に \mathcal{O} 項 法 に規 額 律 定める は、 施 定行 次 す 額 \mathcal{O} る 則 とす 各号 障 以 害 に 者 下 掲 能 げ力施 る開行

額が二億円を超えるときは、一置又は整備に要する費用の額にした障害者能力開発訓練の事業 機構 て支給 うち、 事業を行うため 能 力開発 施行規 议 (以下「機構の)の 施行規 訓 則 練 第 則 以 構 金の 第二十 が下単に こという。 施 条 設又は設 独立行政 二条の 0 の事業を行うための施設又は設備の辿う。)が別に定める基準に従って算定了政法人高齢・障害・求ಗ者 厚! 障 第 設備の設置又は整備厚害者能力開発訓練 三第 億 項 円) 一項 第 号に 第 一号に規立 練 コする事 %定する障¹ 業主 害 等 しの者の

その額がては設備の 更新 うち、 って算 を行 が 五 う者 \mathcal{O} 更新 千 定 万 に能 二十二条の L 対し 力開 円 た障害者 、して支給する助成金 機構でして支給する助成金 機構であ発訓練の事業を行うための条の三第一項第一をし を 要する費用 超 えるときは、 0 額 ()、五千万円) が成金 機構 助成金 機構 を がの を 当 行 別施 す 乗 うた に 設 る じ 定 又 事 7 め めは業 得 る たの 設 主 額施基 備 等 設 準 のの

施 で支給に対規則 2別に定める# 二十二条 0 準次 第 (Z 掲 促って算定し掲げる額のへ 項 第二号に対 足した障 の合計額 該 当 す る 事 業 主 等

0) 運 営 要 (する費用 基 上に従 0 額 を当 一該障 害 者 害 能 者 能 力 開 力 開 発 訓発 練 訓

支所 後し す会度れ六て以定 る福障に万得下す る第 対 十三項 いる 象 害 度 Ś 者等」とい 障 た する 害 人当 者等として機構が別に定めるもの(以下 (その 害 者 たりいたま · う。 障額 · う。 が一月)を除っ 以 行 に 用 下 ζ. 額 つき十六万円 同則 じ第十 という。)に買りの総数で 0) 七 数 を 乗 を じ 超 て得 えるとき 兀 た 額別 号 重 に

き月額八万円) 受講者一人につき月額八万円を超えるときは、受講者一人につ受講者一人につき月額八万円を超えるときは、受講者一人につして支払われる賃金の額に四分の三を乗じて得た額(その額が間において機構が別に定める基準に従って算定した受講者に対して支給する助成金 障害者能力開発訓練を受講させている期四 施行規則第二十三条の二第一項第三号に該当する事業主に対

五 あ則以 下この 月 施 額 行 規 八 七 業 則 万 において「受入事業主」という。)以下同じ。)を行う事業主(当該事除く。以下同じ。)の受入れ(障害の二第一項第一号の労働者をいう。 円 じて '労働 · う。 者として の二第一 <u></u>の うち、 雇 項 用 第 さ 兀 という。)の事業所で就労主(当該事業主等を除く。人れ(障害者を雇用するこ ī を 障 号 に れ でいう。以下に降害者(労働な るため 該 当]する事 0) 行規 同者 じ。)では、施行規 ず業主等 則 第二

> いう。 ての額が一当たり運営 でいう。 する 月 以障 に 用 下 つき十六万円 額 同 (施 0) <u></u>の 数を乗じて得 行 11 う。) に四 規 |を超 で +えるとき た「困額特難 条 て 項 額 十六 ľ 規 て 万 下 す る 施に

(略)

五. 下この号において「受みを除く。以下同じ。)をを除く。以下同じ。)をものを除く。以下同じ則第十八条第一項に規定 施行規則 下 . 「事業主 通じて労働者として『こという。こっにおいて「受入事業主」という。こっい下同じ。)を行う事業主(当該事業と下同じ。)の受入れ(障害ない)。 *主等」といる う。 ^风定する労働者ないう。)のうち、 0 三第 **つ**うち、 項 第四 いう。 障害者 号に 者 該 日 者を雇 以下同 当 0) す る 行 問じ。)で 園者(施行に 事業主等 規 則 労。こで行 であり があり

この告示は、令和六年四月一日から適用する。

附

則